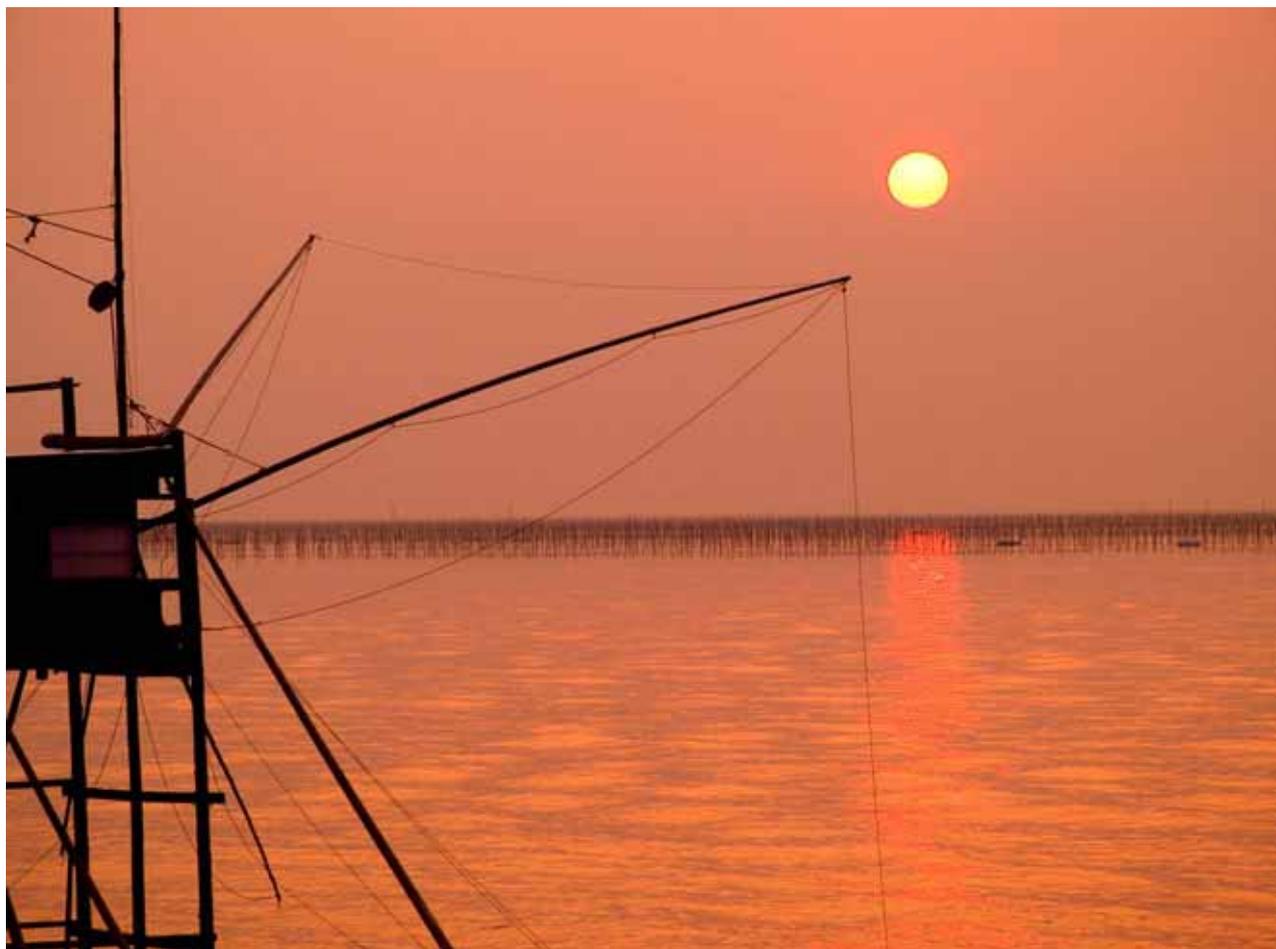


第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の目標年度・期間
4. 計画の対象範囲



有明海の夕日

1. 計画策定の背景と目的

柳川市は、平成17年3月21日に旧柳川市と旧大和町、旧三橋町の1市2町が合併して誕生しました。

本市は、福岡県の南部、九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川の最下流に位置し、北は大川市、大木町、筑後市、東はみやま市に接し、南は有明海に面しています。

本市は、約2,200年前の弥生時代中期から人が住みはじめ、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて、水稻耕作に必要な灌漑と排水、生活用水の確保を担う掘割網を徐々に形成していきました。中世には荘園経営のもとで耕作地が一層進み、市内外に残る条理の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っています。また、一部の掘割は、戦国時代から江戸時代にかけて城下町の建設とともに掘り替えられて、城を守る城堀が造られました。

市全域が平坦な地形のため、もともと水が十分ある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に総延長約930kmにも及ぶ大小の掘割が網の目のように巡る独特の景観が築かれ、歴史的文化遺産となっています。また、本市には、この掘割をはじめとし、社寺、まちなみ、干拓など、往時の歴史をしのぶ文化遺産や、貴重な動植物が生息する豊かな自然環境が今も息づいています。



(橋本 文夫 撮影)

しかし、近年の社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、生活排水や事業所排水などによる掘割の水質汚濁が進むなど、身近な生活環境から自然環境、ひいては豊かな生活の見返りといえる地球的規模に及ぶ環境への影響が懸念されるようになってきました。このため、新柳川市誕生後、平成20年3月に水環境や水郷環境などの身近な生活環境に密着した「掘割を生かしたまちづくり行動計画」が策定された経緯があります。

この「柳川市環境基本計画」は、本市の良好な環境を維持するため、市民・事業者・行政がどのような役割分担のもとで次世代に引き継いでいくのか、身近な生活環境から自然環境、地球環境に及ぶ広範な環境保全についてその考え方と取り組みの方向性を取りまとめたものです。本市の皆さんが「第1次柳川市総合計画」で設定したまちの将来像である「いきがいと活力に満ち自然と共生する住みよいまち」を合い言葉に、市民・事業者・行政の一人ひとりが相互に協働しながら環境保全に取り組むことで、すばらしい柳川市が形成され、次世代に良好な環境を引き継ぐことができることを切に望み、この環境基本計画を策定しました。



掘割



農業用水路

掘割

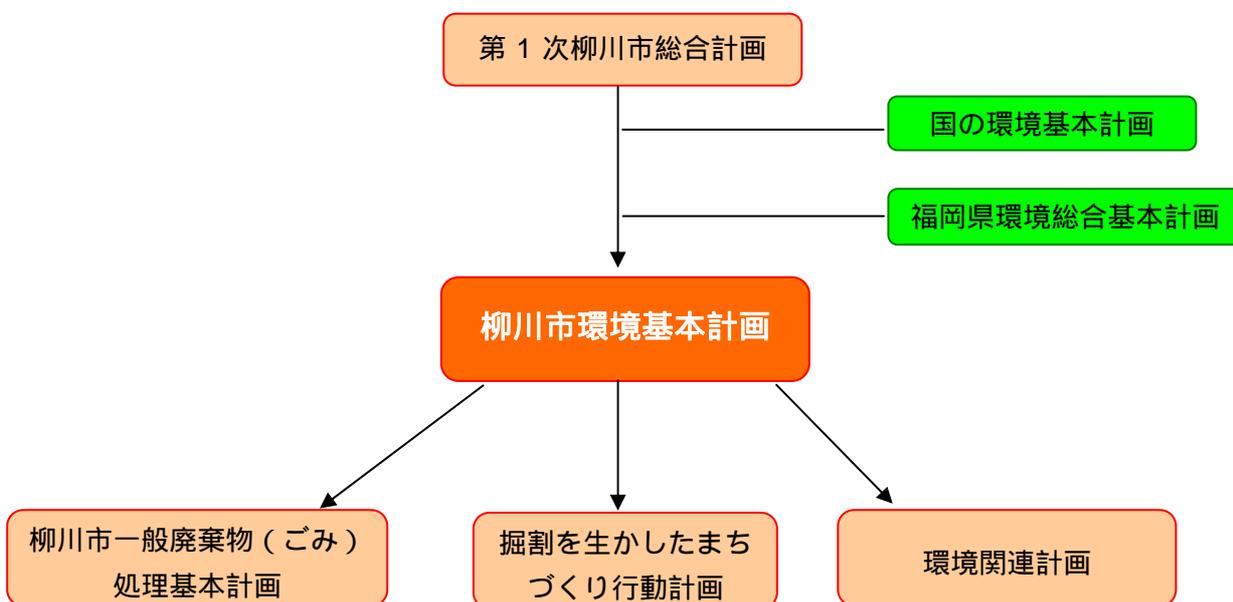
「掘割を生かしたまちづくり行動計画」は、「柳川市掘割を守り育てる条例」に基づき策定されています。「柳川市掘割を守り育てる条例」及び「掘割を生かしたまちづくり行動計画」でいう「掘割」は、柳川市内を流れる全ての水路（クリーク）をいいます。市内の水路は、農村部の農業用水路としての役割を持つものと市街地の城堀に大別されますが、その両方を含め、人工的に掘ったものをいいます。

このことから、本計画でも、これと同じ意味として扱います。

2 . 計画の位置付け

本計画は、国の「環境基本法」第 36 条 に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けられます。

また、本計画は、本市のすべての計画の最上位として位置付けられる「第 1 次柳川市総合計画」に即した環境面でのまちづくりを策定するとともに、「掘割を生かしたまちづくり行動計画」や「柳川市地球温暖化対策実行計画」など、その他の様々な計画との整合をも視野に入れて策定しています。



環境基本法

平成 5 年制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承など」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

環境基本法第 36 条（条文一部抜粋）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

3. 計画の目標年度・期間

本計画の目標年度及び期間は、目標年度については平成31年度、期間については平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、計画策定の5年後に当たる中間年度では、平成26年度までの進行状況と本市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展などを踏まえ、計画内容の見直しを行います。

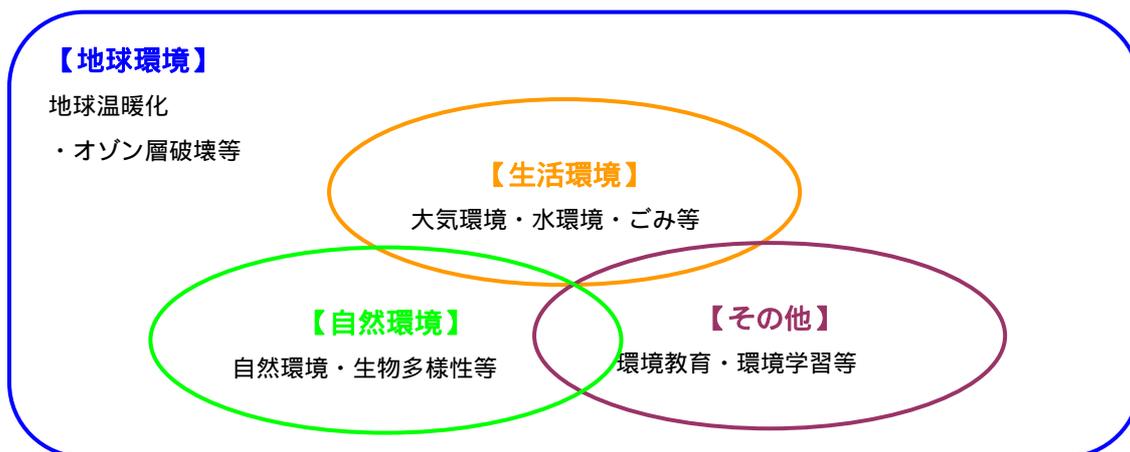


4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、柳川市の行政区域全域とします。

また、本計画で取り組む環境要素の対象範囲は、身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境までに至る範囲を設定します。

本計画の対象主体については、市民、事業者、行政（市）とします。



みんなの声（アンケート調査における自由意見）

昔はクリークの魚も食べられる時代でした。しかし、生活排水などにより、クリークも変わりました。今では南国の花「ハイビスカス」も育つようになり、環境が変化していると思います。柳川市のよりよい環境づくりが必要と考えます。【市民】

人類の生存を含めた現在の環境問題は、全自治体、全日本、全世界で対応すべき問題ですが、柳川市がお手本となるような施策を構築されることを望みます。環境対策は柳川に聞け！というくらいになりましょう。【市民】

長い間、柳川に住んでいます。子どもたちも柳川が大好きで、すくすくと成長しています。住みやすいこの地の環境を、もっと大切にして、守っていかれたら願っています。【市民】

これだけ便利になってしまっただけで、ごみを減らそうなんて本当に難しいですね。一人ひとりの心がけ次第でごみのポイ捨ても少なくなると思います。【市民】

環境問題は無関心でいられない問題なのに、なかなか行動に結びつかないのが現実。しかし、早くこの現実を知って、自分でできること、ひとりでもできること、私は今、そうしています。【市民】

市・市民・事業者が一丸となって美しい水郷柳川をつくり、観光客の集まる白秋の郷を守りましょう。【事業者】

小売店舗としてリサイクルに取り組んでまいりましたが、年々、缶、ペットボトル、ビンなどの量が半端ではなく、回収に伴う人件費や回収費などがかさむ一方です。市との協力により、少しでも軽減できればと思っています。【事業者】

環境問題をまだ他人事として受け止めている感じがするので、一人ひとりがもっと自覚と責任をもって取り組んでいかないといけないと思う。【教員】

過去において、出前授業として学校に専門の方に来てもらい、川や堀の生物を採取し、説明してもらったことが強く印象に残っています。きれいな水と汚れている水に住む生物の違いなど専門的に話をしてもらい、生徒たちも関心を強く持っていました。でも、総合の時間がとりにくくなっている今、余裕がなくなってきました。【教員】